

米国とイスラエルによるイラン攻撃に関する意見書

米国とイスラエルは2月28日、イランへの先制攻撃を開始した。最高指導者ハメネイ師が殺害され、子どもを含む多数の民間人が死傷している。これは、武力行使の禁止、主権平等の原則を明記した国連憲章を踏みにじる侵略に他ならない。

イランの核開発問題をめぐっては、米国・イラン両国の高官協議が2月26日に行われ、オマーンが仲介国となり、国際原子力機関（IAEA）のラファエル・グロッシ事務局長も参加し、次回の会合も予定されていた。国連のアントニオ・グテーレス事務総長が「この軍事作戦は、外交解決の模索の最中に行われ、その努力を無駄にした」と批判したとおり、米国の一方的な攻撃に道理はない。

イラン政府による反体制デモへの武力弾圧が国際人権法に反する残虐行為として非難されるのは当然であるが、トランプ米大統領がイランの政権を邪悪で過激な独裁と決めつけ、イラン国民に「政権を乗っ取れ」と呼びかけたことは、まったく正当化できない暴挙である。

こうしたことが許されるなら、中東と世界の平和と安定に深刻な打撃をもたらすことは必至である。世界中で、日本国内でも、多くの市民が「戦争やめよ」と声を上げている。

ところが、日本政府は、米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃を批判していない。「法の支配」を重視する立場においてダブルスタンダードは許されない。

よって、宇美町議会は、日本政府が、米国とイスラエルに対し、イランに対する無法な軍事攻撃を直ちに中止し、交渉による解決に立ち戻るよう求められることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

福岡県宇美町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

外務大臣 殿

防衛大臣 殿